障がいのある学生に関する方針

（2017 年 3 月 9 日制定）
（2024 年 2 月改訂）

神奈川大学は、2018年9月に「ダイバーシティ宣言」を行い、障がい等に基づくいかなる差別も生じないよう努め、よりよい共生社会を築くことを目指すと表明しました。この宣言に基づき、個々の障がいの特性を理解するとともに※社会的障壁の除去に努め、障がいのある学生が、充実した学生生活を送れるよう環境の整備を行い、障がいの有無に関わらない公平な教育研究、その他の活動に参加する機会の確保を目指します。

[入学試験]

本学は、障がいのある入学志願者から社会的障壁の除去について要望があった場合は、大学入学共通テスト「受験上の配慮」に準拠し、過重な負担がない範囲において、※合理的配慮の提供を行います。

[受入]

本学は、誰もが質の高い学生生活を送ることができるよう、学生自身の自主性を尊重しつつ個々にふさわしい支援を行うことを目指します。

[学修支援]

障がいのある学生一人ひとりと有効な支援内容に関して建設的な対話を重ね、合理的配慮の内容について合意形成を図ります。教育方法等については、情報保障・コミュニケーション上の配慮・公平な試験・教材に関する配慮など学修環境を整えることにより、障がいのある学生への支援を行います。また教職員及び学生に対し、障がいのある学生への支援について理解を図り、学修・研究面での環境を整備します。

[学生生活支援]

障がいのある学生が充実した学生生活を送れるよう、建設的な対話を通じて、障がいに応じて必要となる支援に努めます。また、障がいのある学生と全ての学生が相互に支えあい、ともに成長することを通じて共生社会の実現を目指します。

[進路支援]

障がいのある学生の意向を尊重したキャリア形成及び就職支援に向けて、情報の収集と提供を行います。また、学内関連部署及び教員と連携を図るとともに、学外における各機関及び企業・団体との連携やネットワークづくりを促進し、個別支援を強化します。

※「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 (障害者基本法第2条第2項)

※「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第２条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用します。また、本学における「合理的配慮」の基本的な考え方は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を適用します。